

## 令和5年度共同制作支援事業 募集案内に関する主な変更点・注意点

令和5年度募集案内における主な変更点・注意点は下記のとおりです。

この他にも、募集案内は毎年改訂を行っておりますので、要望書の作成にあたっては十分な確認をお願いいたします。

### (1) 助成対象内容の見直しについて

助成対象事業の旅費の適正な支援のために、旅費（宿泊費・日当）に上限額（国の旅費法で定めた額）を設けます。上限額は、下記のとおりです。

甲地：宿泊費 10,900 円以下（一夜につき）、日当 2,200 円以下（一日につき）

乙地：宿泊費 9,800 円以下（一夜につき）、日当 2,200 円以下（一日につき）

（ 甲地…さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、  
名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市  
乙地…上記以外の都市 ）

なお、日当は宿泊を伴う場合のみ計上を可能とします。

### (2) 事業名について

本事業は、「舞台芸術等総合支援事業」の一事業として令和5年度概算要求中のため、事業名が変更となる可能性があります。本助成事業名につきましては、内定のご連絡の際に改めてお知らせいたします。